

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和7年6月30日（月）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）塚 田 佳 充 （副委員長）安 達 卓 是  
岩 崎 康 朗 大 下 哲 治 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文  
土 光 均 戸 田 隆 次 森 田 悟 史

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監

〔秘書広報課〕幸本課長

〔総務管財課〕角課長

〔防災安全課〕山花課長 高田危機管理室長

〔調査課〕泉原課長

〔職員課〕楠課長 久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐

〔財政課〕金川課長 中村総括主計員 中村主計員

〔契約検査課〕足立課長

〔営繕課〕前田次長兼課長

【DX推進監】堀口DX推進監

〔情報政策課〕最上次長兼課長 福留課長補佐兼情報政策担当課長補佐  
影山地域情報化推進担当課長補佐

【総合政策部】佐々木部長 松本人権政策監兼人権政策課長

〔総合政策課〕中本次長兼課長 松本総合戦略室長

〔都市創造課〕赤井課長 石原課長補佐兼都市計画・政策担当課長補佐

〔交通政策課〕倉本課長 戸崎係長

〔まちづくり企画課〕斎木課長 上場まちづくり企画担当課長補佐

〔地域振興課〕田中課長 景山課長補佐兼地域活動担当課長補佐

【淀江振興本部・淀江支所】山浦本部長兼支所長

〔淀江振興課〕堀口課長 斎藤振興担当課長補佐

〔地域生活課〕小野川課長

【選挙管理委員会】松竹事務局長 吉持局長補佐

### 出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

### 傍 聴 者

稲田議員 今城議員 岡田議員 門脇議員 錦織議員 又野議員 松田議員

矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者2人 一般3人

### 審査事件及び結果

- 議案第 5 6 号 米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 6 1 号 財産の取得について [原案可決]
- 請願第 8 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願 [不採択]

## 報告案件

- ・ 税証明書交付窓口の見直しについて [総合政策部]
- ・ 自動運転バス実証運行事業の国事業採択について [総合政策部]
- ・ 郊外各地区における「まちづくり構想」の検討について [総合政策部]
- ・ 米子市淀江温泉施設（淀江ゆめ温泉）におけるレジオネラ菌検出について [総合政策部]
- ・ 米子市伯耆古代の丘公園の指定管理者制度の適用方針について [総合政策部]
- ・ 米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）の指定管理者制度の用方針について [総合政策部]
- ・ 基幹業務システム標準化の取組状況について [総合政策部]
- ・ 米子市ヘルスケアプラットフォーム事業の運用状況について [総合政策部]
- ・ 土砂災害が発生するおそれのある箇所の公表について [総務部]

## 協議事件

- ・ 広報広聴委員の選出について
- ・ 委員派遣（行政視察）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 午前 10 時 00 分 開会

○塚田委員長 おはようございます。ただいまから総務政策委員会を開会します。

本日は、6 月 26 日の本会議で当委員会に付託されました議案 2 件及び請願 1 件について審査するとともに、8 件の報告を受けます。

総合政策部所管について審査いたします。

議案第 61 号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 それでは、議案第 61 号の説明をさせていただきます。

令和 7 年 6 月定例会議案の 40 ページを御覧ください。これは、弓浜地区を巡回して運行するコミュニティーバス、よねぎーバスの車両として小型のノンステップバス 2 台を、記載の相手方から取得価格 4,703 万 6,000 円で取得するものでございます。地方自治法の規定により議決をお願いするものです。なお、現在は仮契約を結んでいる状態でございますので、議決をもちまして本契約に移行し、車両の手配を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

**○安達委員** おはようございます。私、よねぎ一バスか、試乗をさせてもらったんですが、あんまり車の様態とか仕様っていうのを知ってなかったんですが、この購入バス、予定のバスは、例えばですよ、ハイブリッド車とか、そういう仕様のものですか。ちょっと教えてもらえますか、細かいですが。

**○塚田委員長** 倉本交通政策課長。

**○倉本交通政策課長** この購入予定をしております車両は、皆さん御存じのだんだんバスと同じタイプの車両でございます。ガソリンの車両になります。

**○塚田委員長** よろしいですか。

**○安達委員** 以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時02分 休憩**

**午前11時02分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

初めに、請願の審査から行います。

請願第8号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願についてを議題といたします。

本請願の紹介議員であります錦織議員に説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織紹介議員** 錦織です。今日は、どうもありがとうございます。

趣旨説明の前に、おわびと訂正をさせていただきたいことがございますので、よろしくお願いします。

2枚目の意見書案の提出先の氏名が間違っている部分がございます。衆議院議長額田としておりますけれども、額賀が正式ですので、正しい名前ですので、そのように修正していただければというふうに思います。請願者のほうから間違っていたということで申出がりましたが、私、錦織としても、紹介議員としても事前のチェックがおろそかになっていたということをおわびしたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、趣旨説明をさせていただきます。日本における結婚時の改姓は、その95%が女性です。多くは夫婦間で話し合うこともなく当然女性が改姓するものと、慣例的に女

性への改姓が行われてきました。大事な点は、これは両性の平等をうたった憲法に違反しているということです。名前は人権であり、生まれてきたときから、氏の使用はその人らしくあるアイデンティティーの保障として尊重されるべきものです。婚姻によって望まぬ氏に強いられた人は、女性のみならず男性にもいます。名前は人権であり、同じ氏の強制は人権無視であり、親から受け継いだ氏を名のりたいという声を尊重していただきたいと思います。

請願者は、全ての人に別姓をと言っているのではありません。結婚して同じ名字になりたい人もいれば、別姓がいいという人もいます。選択的夫婦別姓制度は、別姓を望むカップルに別姓を保障しようということです。制度の導入によって同じ氏を選んでいる人たちには何の迷惑な事態も生じないことを強調します。また、事実婚の中には、選択的夫婦別姓の実現を待ち望み、実現すれば、すぐにでも法律婚の手続をしたいという声もあります。一般社団法人あすにはが、慶應大学文学部の阪井裕一郎准教授と、今年、2025年3月26日から31日までインターネットを使って行った調査では、制度が成立すれば、推定で、事実婚のカップル約58.7万人が法律婚をしたいと回答しています。この制度が実現するまで法律婚を待つという若い人がいることも、ぜひ考慮していただきたい点です。

また、世界で夫婦同姓を強制している国は日本ただ一つです。世界を見れば、夫婦で同じ姓の方、違う氏のほうが、地域に住んでいても何も混乱も起きません。日本で再婚などで1家族内に氏が違う家族はごまんとありますが、それによって家族が崩壊してるとは言えないのではないのでしょうか。1996年までに行われていた法制審議会で、個人の氏に対する人格的利益を保護する夫婦別姓の理念が後退する、複雑、難解になると、通称使用は論外という結論が出ています。パスポートや学会発表など、女性が海外で活躍する場面も増えてきましたが、通称使用では、世界では通用しないのです。実際に通称使用をしている女性からは、どの場面で戸籍名、どの場面で通称を使えばいいのか、本人ですら混乱するという声が上がっています。

国連の女性差別撤廃委員会から、日本は4度目の勧告を受けました。日本は女性差別撤廃条約を批准しています。批准国として、男女平等に向けて国内法の整備をする義務があります。女性差別撤廃委員会の勧告を受け流す態度は、国際社会から非難されています。日本における女性の地位は、ある調査によると、世界116位という報告が昨年出されましたが、他国では、男女平等に向けてこの間法整備に努め男女平等が前進しているのに反して、日本では、この選択的夫婦別姓制度がいつまでも前進しないことに見られるように、男女平等を望む声が無視されてきました。今国会では、野党提出の3法案が今回見送りとなりまして継続審議となりましたが、一日でも早くこの制度の導入をするよう、改めて政府に求めていただきたいというふうに思います。

新日本婦人の会の鳥取県本部では、実現を求める請願や陳情を地方自治体に出しており、今、鳥取県内では、倉吉市、境港市、北栄町、大山町、南部町、伯耆町が既に意見書を送付していることも申し添えたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

**○塚田委員長** 紹介議員による説明は終わりました。

紹介議員に対して質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 今の陳述で、選択的夫婦別姓、これ選択的、つまり全員に別姓を強制するものではないから、同姓がいい人は同姓にすればいい。だから、そういった意味では、何ら迷惑をかけるものではない。私もそうと思いますが、ただ、そう思わない人も実はそれなりにいて、例えば、その理由として、別姓を認めると戸籍制度が壊れるとか、そういうふうな言い方をされます。それに関してどう思いますか。

**○塚田委員長** 錦織議員。

**○錦織紹介議員** いろいろな考え方があると思いますけども、私どもは戸籍制度が壊れるとか、そういうふうには思っておりません。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ほかに家族制度が壊れるというふうな言われ方もしますが、どう思われますか。

**○塚田委員長** 錦織議員。

**○錦織紹介議員** 今現在でも1つの世帯の中に2つの氏が混在しているっていう家庭はあると思いますけれども、それでも、じゃあ、それだったら不和になるかとか、みんなが、そこにいる人たちが非常に不便な生活を強いられてるとか、そういう問題はないと思います。実際に、私は結婚した当時は田中という名字で、若かったから彼の名前にしたいっていうこともあったんですけども、ただ、私の実家の事業を継いで、そのときには夫は錦織という名前になるという話でしたけれども、なる前にちょっと病気で亡くなってしまって、それで、私は田中のままでいたんですけど、それを氏を私は復氏にしました。ただ、子どもは子どもの意思に任せたいということで、結局田中のままで、1人は成人してから錦織という名前になりました。ということですけども、何らその中で違和感があるとか、そういう問題はありませんでした。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今ちょっと言及がありましたが、別姓にすると、子どもは必ずどちらかの姓とは異なる姓になってしまう。そういった意味では、子どもの立場になってみれば、よく言われるのは、子どもがかわいそうとか、子どもの立場になってみれば、たとえ選択的であっても、子どもがそれ選べないわけですから、別姓を決めるのは結婚するカップルなので、その時点では子どもはそういったことに関与できませんから、子どもに対してかわいそうとか、何らかのしわ寄せがあるとか、そういったこともよく提起されますが、ちょっと今言及がありましたが、改めてその辺はどう思われますか。

**○塚田委員長** 錦織議員。

**○錦織紹介議員** 子どもはうまく適応しているというふうに思います。むしろ、氏を残すために、両親が長男、長女ということで、一人っ子でっていう場合に、例えば孫を養子にするとか、そういう孫養子っていうことも行われてることが一部にはありますけども、そのときの負担のほうが、子どもにとっては大きいというふうにむしろ思います。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** あともう一つ。通称使用の件に関して、通称使用で、今例えば、住民票とか併記とか、それなりに通称の使用というのは以前と比べて割と使えるようになったけど、まだまだパスポートとか何かで不便な、通称ではなかなかトラブルのもとになるという、それはそうだと思います。それに関して、だから、通称ということで不便なんだったら、

通称自身を法制化すればいい、法律できちんと位置づけて使えばいい。だから、あえて別姓にしなくても、通称というのを法律できちんと位置づけて認めればそういうトラブルがなくなるのではないかという、そういった意見もあるのですが、自民の保守の人たちとか、それから維新なんかはそういう法案出してます。それに関してどう思われますか。

○塚田委員長 錦織議員。

○錦織紹介議員 そのようなことを結局すると、非常に複雑化すると思うんです。ですから、今例えば事実婚の方は、とても、何ていうか、不利益を被っているっていう事実がむしろありまして、税の控除が受けられないとか、相続権がないとか、若い方だと子どもを持つことがちゅうちょされるとか、共同親権がないとか、高齢の方だと医療の行為の同意ができないとか、相手の成年後見人の申立ての権利がないとか、そういうことがいろいろありますので、これをすっきりさせるためには、今の法制度の下で実現させるためには、やはり選択的夫婦別姓を求めるということのほうが一番単純ですっきりすると思うんです。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員 当局のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。先ほどもちょっと出しましたけども、通称使用の併記、現行でも認められてるというふうに伺っております。違いますか。例えば私、家内が旧姓が伊藤なんですけど、岩崎、伊藤名前みたいな感じで書いて、併記で認められてると聞いておりますが、違いますか。だから、市役所内の全ての書類もそれでいけるっていうふうに。ちょっと課は違うとは思いますが。分かる範囲で教えてください。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員の質問の趣旨がちょっとよく分からないので、お答えしかねるんですけど、それは職員の扱いのことでしょうか、それとも市民が提出される書類のことでしょうか。

○塚田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 市民が提出する書類が併記が認められてると伺っておりますけども。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私も具体はちょっと承知してませんので、認められているものと、多分認められてないものがあるんじゃないかなというふうに思います。ちなみに、冒頭お聞きした職員については、職員ですよ、については、旧姓使用というものを認めておりますので、そういった形で、制度といいましょうか、ありますが、いわゆる旧姓使用を国としてとか、行政手続において旧姓使用を制度化したものはないというふうに承知してますので。ただ、具体の個別の手続の中で旧姓を使うことを可としてるものはあると思いますが、全ての行政手続において旧姓使用が認められているというふうには承知しておりません。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** 私の経験談をちょっと話してもいいですか、通称使用者なので。

〔「討論で」と声あり〕

不要か。岩崎さんに聞いて。

〔「この後討論」と岩崎委員〕

いや、討論のじゃなくて、今の実情のことで。

**○塚田委員長** まだこの後、討論がありますのでそのときでもよろしいでしょうか。

**○土光委員** いや、討論のつもりではないです。私の経験談を、通称使用に関してこういったことがあるということで、ちょっと岩崎さんが質問されて、いいですか。

〔「いいです、いいです、結構、進行してください」と岩崎委員〕

分かりました。

**○塚田委員長** ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

安達委員から、よろしいでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** この請願ですけれども、これが昨年度12月の議会でも提出された、同質のものとして僕は理解してるんですが、たまたまですけれども、昨日地方紙では、取材キャンペーンがあって、その中でずっと記事を読みますと、大学のいわゆる大学院生のことで、先ほど誰かが言っておられたと思うんですが、論文とか報告書の提出を結婚後の名前で書くのか、結婚以前の名前で書くのか、非常に混乱するんじゃないかと思って、その辺は自由選択を望むというふうに記事は読みました。国会のほうは閉会したんですけれども、参議院を絡んで継続審議となったという経過の中で、そういう記事がありました。

自分は、こういう記事を読みながら、実際にともこういうことに関わったことがあるんですが、やっぱり自由選択という意味で、私は、この願意に沿って考えれば、早く国において審議が始められるべきというふうに賛成の思いでおります。国連機関のことを先ほど錦織さんが陳述されましたけれども、そのまま無視すれば、国際的にも非常にジェンダー平等ということが日本は置いてきぼりを食うんじゃないかなと考えました。既に閉会した国会で、今後審議が取り扱われることを願って、少しそれは期待したいところで、重ねて言いますけれども、賛成ということで考えております。以上です。採択。

**○塚田委員長** はい、分かりました。

森田委員。

**○森田委員** 結論からしますと、不採択でお願いしたいと思っております。

先ほども子ども等の氏のこともありましたけれども、この選択的夫婦別姓というのは、強制的に親子別姓になってしまうというところがあるというふうに捉えておまして、その議論はまだまだなされていない現状があるというふうに認識を持っております。

請願の趣旨のところにも書いていただいておりますけれども、若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっていますというふうに記載がございますが、この賛成か反対かで聞いたら、それは賛成する方も反対する方もおられるというふうに認識を持っておりますけれども、私、比較的若い世代の方が周りに多い中で、本当に困っているの、この制度を今すぐに変えてほしいみたいなことを言われたことは、議員になってから一度もございません。なので、ここの事実が本当にそうなのかっていうところに少し疑問を持っ

ているというところが2点目です。

もう1点は、最高裁判所は夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断を示しと記載がございまして、この最高裁判所の判断を不当と記載していることに賛同できないというところ、以上3点の理由から、不採択を主張したいと思います。以上です。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 私も不採択を主張いたします。

理由は、まずもって、今、継続審議中であるということございまして、現実的には、家族で姓が変わることに反対、これは家族の一体感や戸籍制度を守るべきという価値を主張する意見もあれば、家族の一体感や家族の絆などには問題などはないと、賛成の意見もあるわけございまして、これらをしっかり議論する中で、成案を経て、やはり法制化しないといけない問題だというふうに捉えておりますので、まずは、導入ありきではなくて、議論をしっかりと尽くしていくと、これら大きな2つの価値をどのように両立させていくかと、その議論を尽くしていくということが肝要だという理由で、不採択を主張させていただきます。

**○塚田委員長** 大下委員。

**○大下委員** 採択でお願いいたします。

資料にもありましたが、選択的夫婦別姓導入制度に関する最高裁判所の見解としては、国会で論じられ判断されるべき事柄にほかならないと示し、その判断を立法府である国会に明確に委ねています。また、法務省の公式見解でも、選択的夫婦別姓制度の導入は、国民の理解の下に進められるべきものと示されており、今国会で、その国民的議論が本格的にされています。また、請願書にもありますが、7割以上の国民が、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しています。特に、95%の場合において女性が姓を変えられており、多くの女性が、キャリア、仕事への影響、公的・私的な書類の名義変更による手続の負担を強いられる女性からは、一刻も早い導入が求められています。

以上の理由により、一日も早く選択的夫婦別姓制度の導入をするよう政府に求める本請願に対しましては、採択でお願いいたします。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。

これまで何度も繰り返して言ってるんですが、これ、あくまでも選択的夫婦別姓なので、別姓のままでいたいという人はそうすればいいし、それが嫌だという人は婚姻の際に変えればいいわけで、そこに何の問題もないというふうに私は思ってます。ところが、それでは駄目だという人がそれなりにいて、理由としては、戸籍制度とか家制度とか、それから子どものこと。まず、戸籍制度を守るというのは、これは全くの事実無根で、国会の答弁でも、戸籍の役割は何か、ここでは言いませんが、もし別姓になってもその役割が損なわれることはないというのは、これ、法務大臣がはっきり答弁してます。だから、戸籍を守る云々は、これはもう事実無根です。本当は家制度を守りたい、もっと言えば、家父長制度を引きずってる人たちが、それを守りたい、そういった思いで、選択的であってもまかりならんというふうに言ってるという人たちと、それから本当に困ってる人の間での、どちらがいいかという選択で、これは当然、本当に困ってる人を、法律改正で困っている人をなくせるんだったら、当然それは優先してすべきというふうに私は思います。

それから、通称制度を法制化すればいいではないかという議論がありますが、これやると、つまり、法的に認められた名前が2つできてしまって、ますます混乱するというふうに私は思います。これは、あえてそこまでして今の同姓を強制するというのは、守ろうとするのは、やっぱり家制度、もっと言えば家父長制度、それを引きずった人たちの価値観を押しつけているというふうに私は思います。

**○塚田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 私は、不採択でお願いします。

理由ですが、選択的夫婦別姓制度の、この導入、法制化については、氏を改めることによる不利益に関するいろんな声や、時代の変化、そういったところを受け止めながら、国の立法府のほうでしっかりと議論、今されてる状況でございます。議論の状況を注視してまいりたいと考えております。この場合、法制化に向けた意見書提出ということで求められておられますが、やはり、国の議論をしっかりと見定める必要もあると思いますので、ここは意見書提出はなし、したがって、不採択でお願いしたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も、不採択を主張させていただきたいと思います。

現在の制度においても、職場などで旧姓を通称として使用する併記が認められておるところでございまして、実務上の不便はかなり緩和されておるのではないかなというふうに理解をしております。先ほども話がありましたように、家族は社会の最も基本的な単位でありまして、やはりその一体感や連帯感を象徴する姓は、家族としての絆を示す大変な要素ではなかろうかなと私は理解しております。そうした中で、やはり、この議論が今、国の中でもありますように、拙速な制度変更ではなくて、今後も国全体で慎重な議論を私はしていくべきだというふうに思いますので、不採択を主張します。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 結論から申しますと、不採択でお願いいたします。

紹介議員さんもおっしゃっておられたんですけども、継続とはなりましたが、ただいま国会審査中であってございまして、法案も出ておりますので、その動向を注視させていただきたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第8号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、大下委員、土光委員〕

**○塚田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました請願第8号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

紹介議員は、席を移動してください。

〔紹介議員は席を移動〕

**○塚田委員長** 次に、総合政策部及びDX推進監から7件の報告を受けたいと思います。

初めに、自動運転バス実証運行事業の国事業採択について、当局からの説明を求めます。

倉本交通政策課長。

**○倉本交通政策課長** それでは、今通知送りましたけども、報告資料のほうを御覧ください。自動運転バス実証運行事業の国事業採択について報告いたします。

本市では、今年の2月25日、関係者と連携協定を締結しまして、自動運転バスの実証運行に係る事業の検討を進めてまいりました。5月に国の補助事業に申請を行いましたところ、6月24日、つい先日ですが、提案した事業が重点支援事業として採択を受けましたので報告するものでございます。

今、重点支援事業と申ししたのは、資料の四角枠の中の2番目の注釈、ちょっと御覧いただきたいと思いますが、この補助事業には2つの区分がございまして、本市が採択を受けましたのは、①の先駆的で優良事例として横展開が認められる事業でございまして、全国で10か所程度ということで、重点支援事業の1つとして、本市は採択を受けました。

続きまして、概要に入らせていただきます。1番目です。この事業は、運転手不足など、交通事故の削減等、公共交通を取り巻く環境改善を図る、これを目的とした取組でございます。

目指すところは、レベル4の自動運転バスの早期社会実装というところでございまして、段階的に事業を展開をしていきます。まず、今年度は、米子駅と鳥取大学医学部附属病院間で、まずはレベル2から実証運行を始めまして、来年度はレベル4による実証運行に移行する予定でございます。

実証運行につきましては、平日のみの運行を予定しております。午前中は2台体制で運行しまして、午後からはそのうちの1台を体験乗車ですとか、視察の対応に活用して、社会受容性ということも同時に併せて高めていくという取組を考えております。

スケジュールにつきましては、表のとおりでございます。ちょっと簡単に説明させていただきますと、まず、事業の推進主体となる協議会を立ち上げる予定でございます。日付入れておりませんが、すみません、日程が決まりましたので併せてお話しさせてもらおうと、7月3日に設立総会というか、キックオフ会議を予定しておりますので、これはまたプレスリリースをさせてもらおうと思っております。その後、8月に委託事業者を決定しまして、車両の準備を進めてまいります。11月のテスト走行を経て、12月から実証運行開始という、このようなスケジュール感で考えているところでございます。

採択額と協議会のメンバーについては、記載のとおりでございます。

2番目です。今後の対応としましては、レベル4の先進的自動運転バスの面的広がりのある社会実装を目指しております。段階的に進めてまいりたいと考えております。

一部ちょっと説明省略しますが、今年度はレベル2での実証運行を行いまして、来年度レベル4に移行、実証の際につきましては、安全性や利便性、収益性等を検証しながら、また、広く市民のほうにも周知させてもらいまして、社会的受容度も高めながら取り組んでまいりたいと思います。その後、実証事業の結果も踏まえまして、町なかや郊外の

コミュニティーバス、さらには乗車需要の高い路線バスのルートへの段階的実装というところを目指して取り組みたいと考えております。説明は以上です。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** レベル4に早期取り組むために、早速レベル2から頑張っていかれるっていうことで、国の採択あったということで、さすがでございます。

1点だけ質問させていただきたいんですけど、海外とかでは、もう当たり前前に自動運転タクシーが出て、一般の生活に溶け込んではいらっしゃるんですけど、まだ国内では、そんなにそんなに自動運転が普及してないっていうところもありまして、珍しいっていうのと、未来的な技術だっていうことで期待感があると思うので、この実際、実証運行始められると、私もそうなんですけど、通常乗ってない路線なんですけど、乗ってみたいっていう、たくさんのお客様がばあっと一気に来られるようなことが予想されるんですけど、その辺りのところは、何か御準備されておられますでしょうか。もしまだ準備がなければ、どのように協議をされて準備されていけますでしょうか。

**○塚田委員長** 倉本交通政策課長。

**○倉本交通政策課長** そちら辺については、議員御心配のとおり、懸念点はあろうかと思えます。推進組織をこれから立ち上げますので、その中でもよく議論しまして、混乱のない実証事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** よろしく願いいたします。あとは、こういったものも契機に、ウォークブルエリアのところの活性化にもつながると思いますので、その辺は安全面に配慮しないとなかなか難しいところはあると思うんですけど、いろいろと安全面のところとにぎわいのところと、一緒に考えられるところもあるかなと思いますんで、まだ時間はあると思いますんで、検討していただければと思います。以上です。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** 先ほど奥岩委員のほうから、いろいろと乗ってみたいという方が殺到するんじゃないかと御心配もいただきました。私ども、そういった心配は若干は持っております。岐阜市で、非常に観光客の方が増えて、非常にたくさんの方乗車されてるということもございました。委員会の今日の説明資料にも書かせていただいておりますが、2台体制で今回運行いたします。昼からは、できるだけそういった乗ってみたいと、実際必要な方以外の視察だとか、あるいは小学生さんも含めて、そういった皆様方に対応いただくような準備もしてございますので、できるだけそちらに誘導するような形で、混乱がないように進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** ほか。

徳田委員。

**○徳田委員** 7月に協議会のほう設置されるということですので、まだまだちょっと決まっていなと思いますけども、午前の2台体制の時刻的なところがもし決まったら、例えば1時間に何本だとか、そういったイメージがもし決まったら教えていただきたいんです。

○塚田委員長 戸崎交通政策課係長。

○戸崎交通政策課係長 ダイヤにつきましては、今まさに検討しているところではあるんですけども、主に午前中、2台体制のときにつきましては、30分に1本、場合によっては15分に1本とか、それぐらいでいけるかもしれないんですけども、ちょっとこの辺りは協議会とも相談しながら決定していきたいと考えております。以上です。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 一応最大で15分に1本ということでお聞きしましたけども、何時ぐらいのスタートになりそうなんですかね、出発っていうか、一等最初のダイヤっていうのは。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 これも先ほど担当が申したとおり、これから協議会で準備をしてまいります。今回、私どもが米子駅と医大間を結ぶというに至った経緯といたしまして、やはり、医大に通院をされたいという方の需要が非常に多いと。かつ医大前の県道が若干その時間帯、非常に交通が多いというような状況もございまして、交通分散も図る、かつそういった通院をされる方の利便性も高めていこうということが一つの目的でもございまして、そうなりますと、医大の受付がスタートするような時間帯というのを一つ視野に、開始はしていきたいなというふうに考えております。

○徳田委員 分かりました。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員 1点だけ、要望というか、意見というかですけども、協議会設置がこれからということですので、この事業とほかの施策を絡めて連携させていくみたいなことも想定できるかなというふうに思いますので、そういったところも、ぜひ一緒にできそうな部分を一緒に取り組んでいただきますように、お願いだけしておきたいと思います。意見です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 今回の国の事業採択2億7,000万円、これは、資料のスケジュールにも書いてありますとおり、今年度に使う、言い方替えると使い切らないと駄目という前提ですよね。今年度2月に結果の分析評価、意向としては、これからとしては、来年度レベル4による実証運行に移行したい。これ、例えば来年度、こういった実証運行するときの財源というか、例えば今回こういう事業採択になっとなつて、それなりの結果があれば、次の年も事業採択になる可能性は高くなるのかどうか、その辺の来年度の実施する場合の財源の見通しというか、その辺はどう考えてますか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 まず、今年度のお話ですけども、この2億7,000万円というのは、今年度、単年度の事業に対する補助金でございます。来年度以降の動きにつきましては、これも同様に、国の重点支援というものを当然目指して事業申請することを想定しております。それが、何でしょう、優先的にということがあるかどうかというのは、重点支援事業ということで採択いただいておりますので、市の取組としては高く評

働していただいておりますので、そこはしっかりと財源獲得できるように、来年度申請してまいりたいというふうに考えております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** もちろん市はそういうふうに考えてやっていくというのは、それは分かりますが、この制度、国が多分、全国的に自動運転を推奨しようとしてやっていて、今年度米子市は重点支援事業に採択された。もちろん結果にもよりますが、それなりの結果があれば、次の採択にも優先的に取扱いみたいな、そういう考え方は国は示しているのですか、それともその辺は全く白紙なんですか。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** 例えば要綱とかで、そういった来年度の担保までは当然ながら示されておりましたが、今回私どもが提案した事業の中には、来年度以降の実装スケジュール、例えば来年度はこういうことをする、再来年度はこういうことをするというのを含めてお認めいただいた、これは予算であります。当然ながら、国が重点支援枠として採択をいただいたのは、そういったスケジュール感とか、実装までの我々の、何ていいますか、動かし方といいますか、そういったこともお認めいただいたというふうに理解はしておりますので、今年度しっかりと当初の目的を達成をして、来年度もししっかりと同じように予算を確保していくということで私どもは進めております。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、郊外各地区における「まちづくり構想」の検討について、当局から説明を求めます。

齋木まちづくり企画課長。

**○齋木まちづくり企画課長** 郊外各地区におけるまちづくり構想の検討について報告をさせていただきます。通知のほう送らせていただきました。

米子市まちづくりビジョンに掲げております、まちなかと郊外の一体的な発展に向けまして、各地区単位でのまちづくり構想の検討を順次進めていくものでございます。

1の各地区における検討といたしまして、自治会関係者などの意見を伺いながら課題の整理を行うとともに、各地区の単位でまちづくり構想を策定し、今後必要な施策を講じていくものでございます。

構想の検討における課題の例といたしまして、地域交通の強化、土地利用の促進、規制緩和などを上げておりますが、これだけではなく、福祉、観光、様々でございます。また、地域地域での課題も異なるものでございますが、これらを基に、問題解決策を講じながら練り上げていきたいと考えておるところでございます。あわせて、弓浜地区におきましては、義務教育学校に伴う廃校の跡地利用がでございます。

2の防衛省補助事業でありますまちづくり構想策定支援事業の申請を行いまして、弓浜地区におけるまちづくり構想の検討に着手いたします。事業期間としましては、令和8年度から令和10年度、基本構想、基本計画、実施計画を策定し、工程を考えているところでございます。事業内容としましては、①の美保地区における子育て、防災機能を備えた公園の整備と、②にございます彦名地区などの未利用農地を活用したスポーツ公園・広場の整備を検討を進めているところでございます。

説明は以上です。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今説明いただきましたですけども、一番下のところが最後のところの説明だったかなと思うのは、弓浜地区のことを言えば、農業に対する言葉として、農地の荒廃地とか、遊休地とか、今言われた未利用農地っていう言い方されますが、これ、きちんと区別をしておられてのことだと思うんですが、前、私も、随分古い話ですけども、鳥取県に2年間いたときに、上司から随分そこを、似たような言葉だけど、どこが安達、違うんだ、説明しなさいって言われたときに、うまく説明できなかったですね。荒廃地、未利用農地、遊休農地、それはどのように分けておられるか教えていただけますか。

**○塚田委員長** 斎木まちづくり企画課長。

**○斎木まちづくり企画課長** すみません、ここで上げております未利用農地につきましては、農地の状況は様々でございまして、荒廃農地もありますれば、一定程度草刈り等の整備が進めてるのもございます。そういったのも含めまして、実際農地として使われていない農地という意味で、未利用農地という形で言わせていただいております。以上です。

**○塚田委員長** よろしいですか。

ほかございませんか。

土光委員。

**○土光委員** この資料で最初に書かれて、最初の3行、出だしですね。こういったまちづくり構想で、弓浜地区とか南部地区、箕蚊屋、淀江、各地区で、こういったまちづくり構想これから進めていくという、そういう意向だということで分かりますが、今回は、具体的に弓浜地区についての報告が下にあるんですが、検討を順次に進めていくというのは、例えばこれ、順番とか、これからどういうふうなスケジュール感でやるとか、その辺はどのように考えていますか。

**○塚田委員長** 斎木まちづくり企画課長。

**○斎木まちづくり企画課長** 実際の順番というのは、まだ具体的には考えておりませんで、ただ、今、直近の課題となっておりますのは、美保の廃校の跡地でございます。まず、こちらのほうに、廃校の跡地につきまして検討を重ねていきながら、先行事例としまして、あとの地区の課題を見つけていって、今後進めていきたいと考えているところでございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 順番は決めてないということで、ただ、どのくらいの、例えば今後3年間とか5年間とか、この辺はどういうふうに考えていますか。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** まず最初には、順番という話ございましたけども、順番決めてないというのは決めてないのかもしれませんが、ただ、ここに今回例示でも書かせていただいておりますが、検討における課題の一例として5個書かせていただいております。その下に矢印で小さな字で、今動いてるもの、動こうとしてるものを例示的に各地区の取組を上げさせていただきました。例えば箕蚊屋地区だったらバスですとか、せんだっても、議会でも答弁申し上げましたが、南部地区でもやはり公共交通の在り方という議論をする場

がこれからつくろうと思っておりますので、まずはそういったところから話し合いを進めていけたらなというふうには考えております。

あとスケジュール感につきましては、美保につきましては、2に記載のとおり、美保といますか弓浜地区ですね。2に記載のとおり、これは防衛省の事業のスケジュール感に合わせる必要がございますので、来年度中というふうに書かせていただいております。他の地区も、基本的には同様なスケジュール感、ないしは美保地区のケースも見ながらということになりますので、これに近い、あるいは若干ずれるところがあるかもしれませんが、同様なスケジュール感では進めていくことが必要ではないかなというふうには現段階では考えております。以上であります。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 考え方、分かりました。

それから、今回の美保地区に関して、防衛省の補助事業まちづくり構想策定支援事業、これに採択されたということなのですが、まず、その資料の中で、この補助は、防衛施設周辺の生活環境改善に資する施設整備を支援する防衛省補助事業、これの一環というか、これだと思うのですが、まず、この補助事業は、対象は何か、この補助事業に採択されるためには、こういった要件を満たさないとこの事業には該当しないんですか、補助事業に。

**○塚田委員長** 斎木まちづくり企画課長。

**○斎木まちづくり企画課長** まず、こちらですが、申請を今行った段階というところがございます。

それと、まちづくり構想支援事業の要件でございますが、こちらにつきましては、防衛施設の運営による障害緩和に資するもので、地域住民の需要を踏まえた、地域の生活の活性化または住民の生活環境の改善につながるまちづくりなどを採択要件としてるものがございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 防衛施設があって、障害緩和に資する事業、これ、具体的に例えば距離の要件とかあるんですか。

**○塚田委員長** 斎木まちづくり企画課長。

**○斎木まちづくり企画課長** 具体的には明示はございませんが、支障のする範囲ということでございますので、基地に近い地域を対象としたものだと考えております。米子空港周辺協議会を対象とした、そういった地域を重点に置いた整備だと考えております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと以前、これに、この補助事業か別のものかはっきり私も自信がないんですが、以前、防衛施設があって、当然様々な問題があるから周辺の事業に補助を出す、そういった制度が前からあって、以前は、以前というか大分前だと思うけど、距離要件、防衛省自身が距離要件を定めていたけど、あるときから距離要件はない、つまり防衛省自身は、特にこの範囲だというふうな指定はもうしなくなった。それに関して、私、以前議会で聞いたときに、じゃあ、防衛省の考え方として対象地域はどこかというときに、これは、一応制度上はもう米子市全体だと考えていいというふうな答弁があったと思うんですが、そういうふうはこの補助事業も考えていいんですか。

**○塚田委員長** 斎木まちづくり企画課長。

**○齋木まちづくり企画課長** 先ほど申しましたように、基地による影響というもの的重要視されると思いますので、例えば空港の上昇経路を対象としたときに、騒音測定の結果を踏まえながら、そういった基地の近いところが対象の事業だというふうに考えております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまりこれを申請するときに、そういった具体的に、この地域はこういった支障がある、例えば騒音とか、そういったことも含めて申請をしなければならないということでしょうか。

**○塚田委員長** 齋木まちづくり企画課長。

**○齋木まちづくり企画課長** 騒音も含めまして、そういった基地の影響度も含めながら申請のほうはしております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そこをはっきりしてほしいんですが、これ、交付金出すのは防衛省だから、要件として、具体的に支障があるというところに出す。だから、別な言い方すると、申請するには、こういった具体的な支障があるというのをきちんと示しなさいということですか、それとも、支障があるないは、市自身、地元自治体が判断して、ここは支障があるだろう、地元自治体がもう判断して、だから、防衛省からいうと、それはもう地元自治体の判断に任せてあるというふうに自治体と思うんだったら申請はできる、そういうふうな運用になっているんですか。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** 最初に距離要件でございますが、それは正直ございません。恐らく土光委員がおっしゃってる事業というのは、これとはまた別の事業でありまして、民生安定事業とか、いろいろな公民館の改修とか道路整備に使われる予算でありまして、それについては、当然ながら距離要件などはございません。ですが、一方で、先ほど齋木課長も申しましたとおり、米子空港周辺協議会というのがございます。これは比較的、防衛省、特に美保基地でございますが、美保基地の飛行経路の直下に入っている、あるいは様々な騒音ですとか、そういった影響が強いエリアということで、その協議会の中で審議をする形、協議をする形でこれまで民生安定事業については提案をしてきて、そして採択を受けてきたという経過がございます。

今回の私どもが提案しておりますまちづくり構想策定支援事業につきましても、基本的にはやはり防衛省、特に美保基地の何がしかの影響を受けやすい地域に対して、そういった支障を軽減をしていく、かつ地域振興に資すると、そういった事業を応援をしていたいく経費でございますので、基本的には民生安定事業などと同様な形で私ども考えまして、この米子空港周辺地域エリアを念頭に置きながら、現在申請をしているところであります。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、ひょっとしたら、これ、米子市の考え方として、美保地区だけでなく、ほかの地区にもこういったまちづくり構想をいろいろやっていきたい、それで、今回、弓浜地区に関しては、地理的なこともあって防衛省の補助金が使える、それ以外は、使えるということはないというふうに考えないといけないということでしょうか。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** 決して使えないということはないと思うんですが、恐らく防衛省

の優先順位は下がってくるのかというふうに思います。また、ほかの施設に関しましては、この防衛省以外の財源も含めて活用するように考えております。今回、1のところにも書かせていただいておりますが、例えばJR淀江駅の改修につきましては、これは内閣府の第2世代交付金、これを活用させていただいております。様々な施設整備に活用可能な財源というの、今、地方創生の関係で充実してございますので、地域地域で取れる財源というのを組み合わせながら対応はしていきたいというふうに考えております。

**○塚田委員長** よろしいですか。

ほかにございせんか。

安達委員。

**○安達委員** すみません、聞き漏らしてしまって、申請をされたっていうことですが、採択の決定ってというのは、今後いつ頃想定したらいいんでしょうか。

**○塚田委員長** 斎木まちづくり企画課長。

**○斎木まちづくり企画課長** 時期にしては明示されておりましたが、恐らく夏から秋にかけてというところだと、予定をしているところでございます。

**○安達委員** 分かりました。

**○塚田委員長** よろしいですか。

**○安達委員** よろしいです。

**○塚田委員長** ほかにございせんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時59分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

委員会の再開に当たり、委員会の質疑において、委員の質問に不明な点がある場合は、委員長に発言の許可を求めてから発言いただきますようお願いいたします。

それでは、次に、米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）におけるレジオネラ菌検出について（報告）、当局からの説明を求めます。

堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 米子市淀江温浴施設、通称淀江ゆめ温泉におけるレジオネラ菌検出について、これまでの経緯と対応状況について報告いたします。

1番の概要についてです。令和7年4月26日に、公衆浴場の担当部署である県の環境循環推進課が、レジオネラ症発症者が淀江ゆめ温泉を利用していたことを把握され、指定管理者であります株式会社白鳳のほうに立入検査を実施されました。その後、5月8日と9日に県が行政検査として採水をし、5月16日に基準値を上回るレジオネラ菌が検出されたことが確認されました。昨年度も同様の事例が3件あり、さらには、本年5月13日に今年度2例目が確認されたため、合計5名の事例が判明したものでございます。ただし、全ての事例におきまして、DNA判定による因果関係は特定されておられません。

2番の経緯について簡単に説明させていただきます。まず、令和6年12月から令和7年2月にかけて3件の事例が確認されましたので、県のほうが株式会社白鳳に立入検査を実施いたしました。その際には、清掃管理上に問題もなく、県の判断により水質検査は行

われておりません。このたび4月の事例を受けまして、5月8日と9日に県による行政検査が実施され、5月13日に速報の結果としまして、レジオネラ菌陽性の疑いが判明し、株式会社白鳳のほうから米子市に報告があったものです。本市としましては、昨年からのこれまでの経緯につきましては、この5月13日に初めて聞いた次第でございます。同日5月13日、県のほうから今年度2例目の連絡を受け、その後、入浴事業の営業自粛に至りました。この後、施設のほうでは必要な清掃や修繕を行いまして、5月26日に県による再度の採水が行われました。6月2日、全ての検査対象においてレジオネラ菌未検出が確認されまして、その後、この一連につきまして、指定管理者のほうからてんまつ書が提出されました。その提出書に基づき、改善指示書を出し、6月11日に入浴事業を営業再開となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。3番目の指定管理者の対応状況についてです。県の指導を受けまして、原因と推定される設備の運用方法の見直しと修繕を行っております。また、レジオネラ症発症者への補償については現在対応中であり、そのほかの件の問合せにつきましても、個々の状況に応じて対応を検討しているということを確認しております。

体調不良によるお問合せ件数ですが、6月24日時点で64件となっております。このうちレジオネラ症を発症され入院された方からは4名御連絡をいただいております。いずれのケースも本施設が原因だと特定されるものではございません。

4番、本市の対応についてです。再発防止のために、指定管理者に対して必要な改善指示を行いました。また、公衆浴場業の許可権限を有する鳥取県が必要と認める指示に対しては、引き続き適正に対応していくことを指定管理者のほうに確認を行っております。

最後、その他についてでございます。このたびのゆめ温泉の一件を受けまして、県のほうでは、6月9日付で内規で定めておられる対応マニュアルを改正され、公衆浴場施設でのレジオネラ症が原因であると疑われる時点での立入検査においては、必ず水質検査を行うというふうに改正をされました。

報告は以上となります。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらの件、議会側のほうにもメールで何度か報告いただきまして、本定例会中も質問がかなりあって、詳細には皆さん把握されてると思うんですけど、本日報告いただけてるんですが、それ以外に何か、定例会中の質問以降、何か詳細で御報告プラスアルファっていうようなところは特にございませんか。ないんですよね。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** その後、報道をさせていただいた後の経緯につきましては、今日の資料のほうで報告をさせていただいております。現在は営業が再開しておられまして、その後、米子市のほうにも、特段利用客の方からのお問合せもない状況でございます。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。そういたしましたら、メールでも報告受けておりますし、定例会の質問でもかなり詳細に聞かせていただきましたし、今も御報告受けました

んで、特段、今のところ質問はございません。ありがとうございます。

**○塚田委員長** ほかにございますか。

徳田委員。

**○徳田委員** 私のほうから、指定管理者の対応というところで、資料の裏面の2ページでございますが、体調不良に関する問合せに対し、レジオネラ症発症者への補償について対応中であるということでございますが、まず1点目、お聞きしたいのは、この補償について対応中ってというのは、ここに記載にあります4名の方という理解でよろしいでしょうか。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 現在、具体的に補償対応を進めておられるのは、このレジオネラ症4名の方については具体的に進めておられます。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 分かればで結構なんですけど、指定管理者の対応ということですので、多分分からないというか、想定されてないと思うんですが、補償の具体的な内容といいますか、想定される内容がもし分かれば教えていただきたいと思います。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 4名の方も、実はケースがそれぞれの状況でございますので、主には入院費ですとか治療費、あとは検査費用などが補償対応になるかと認識しております。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 分かりました。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 今の補償の件ですが、これ、対象はこの入院患者4名のみということで、今話が進んでいるんですか。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 先ほども申し上げたんですが、具体的に補償対応が進んでいるのはこの4名ということで報告を受けております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 報告を受けているということで、だから、白鳳としても補償の対象はこの4人で進めているというふうに、米子市も理解しているんですか。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** このレジオネラ症を発症された以外の方からも、いろんなお問合せはございます。ただ、個々の状況が本当に様々でございますので、その辺りは保険会社のほうと指定管理者のほうで今後協議をされていくところだと報告も受けております。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、聞きたいのは、もちろんこれ、白鳳が主体でやってるのでということあるかもしれませんが、補償の対象はこの4名、それから、それ以外もケースによっては補償の対象として話が進んでいるということですか。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 全ての今補償対応が進んでいるケースを全て私どもがまだ報告を

受けている段階ではございませんけども、個々のケースに応じて、保険会社のほうと指定管理者のほうで対応を協議されているところでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 今日の資料で、この4名に関しても因果関係は特定されていないというふうに書かれているんですが、特定されていなくても、原因者として補償は対処をするという考え方で話は進めているんですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 委員がおっしゃるように、現在、本当に施設との因果関係は特定されておりませんが、その辺りのところは指定管理者と保険会社のほうで慎重に対応を検討されているということで伺っております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ、副市長にお伺いしたいんですが、市の考え方、指定管理を出したほう、建物、土地は市の所有、指定管理に出して運営して、そういう立場でということで、市の考え方をお伺いしたいのですが、今回一連のことがあって、レジオネラ菌が検出された。利用者から体調不良が出ている。そのうち4人は入院している。ただ、DNAの測定とかは、特定されていないというよりも、特定することができないということだと思っておりますが、今、補償としては、その4人は補償するという話で、そういう立場で、市としては、今回補償の対象者はどういう人たちであるべきかというふうに思われますか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 先ほど淀江振興課長のほうからもお答えしたとおり、現在、指定管理者のほうで対応を進めているところでございますので、まずは、指定管理者の責任において適正に対応するということを求めていきたいと思っております。その上で、どこまでが補償すべき範囲かということ、今の段階で私のほうからお答えすることは適当でないというふうに思いますので、この点についてはお答えは控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 市の考え方を示すことは適当でないということですか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今申し上げましたとおり、市の施設ではありますけど、指定管理者に運営を委ねてるものでありまして、第一当事者である指定管理者と、そして今回、レジオネラ症を発症された方との間で、補償に係る話合いが今後進んでいくんだろうと思っております。まずは、その推移を見守りたいと、このように思っております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、市の立場としては、今回の一連のことにに関して、市としての落ち度というか瑕疵というか、それはもう一切ないというふうに市は思っているんですか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 補足があれば淀江支所長から補足させますが、私どもとしては、現在、私どもの、直接市の公の施設ではありますけども、指定管理者の管理運営上の問題というふうに考えておりますので、これ、議場でもお答えしましたけども、直接市のほうが指定管理者を超えて責任を負わなければならないというものはないというふうに考えております。

以上です。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 補足でございますけれども、指定管理者と結んでいる基本協定書の中にも、その辺りは明記しております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 基本協定書でその辺りを明記、これ、具体的にはどの辺のことを言ってるんですか。どういうふうに定められているからということですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 基本協定書の中に責任の区分という条項がございます。そちらの中では、利用者に対する損害賠償のことも定めてありますので、それに基づき判断するものでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 何条のことを言ってますか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 第17条になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 市の考え方は分かりました。

今日の資料で、2枚目の最初で、1行目で、見直し及び修繕を行ったというふうにあります。これ、白鳳が行ったということだと思います。具体的にどういったことをやったのですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 具体的に行った見直しですとか修繕についてですが、まず、県のほうが原因と推定されるであろうというふうに指摘をいただきました、追い炊きのための共通配管がございました。そちらのほうはもう今後使わないこととしております。また、そのほかとしましては、女性風呂のほうですけども、泡風呂の装置がございます。こちらのほうもレジオネラ症を発症させる危険性があるということで、今後は廃止をしております。そのほかにつきましては、温泉水がたまりやすい箇所の修繕などを行っております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 そのほかで温泉水がたまりやすい箇所、これ、多分目地が取れていて、そこに水がたまって、そこで菌が繁殖したのではないかとというふうに原因が考えられて、その目地を補修したということですね。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 土光委員のおっしゃるとおりです。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これに関する費用は幾らで、これはどちらが、どちらというのは、白鳳なのか米子市なのか、どちらが負担したのですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 修繕費用は約77万円でございまして、米子市のほうが負担しております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ、修繕費用なんですよ。というのは、それこそ先ほど言われた基本協定書の17条、施設等の修繕に関しては規定があって、大規模な修繕は米子市、それ以外は白鳳というふうに、責任の区分とありますけど、多分当然費用は出すということだと思うんですが、これ、先ほどの共通配管とか、女性風呂の泡風呂を廃止したとか、目地の補修、これは大規模な修繕に該当するから米子市が負担したのですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 今回の修繕につきましては、急を要するものでございました。あと金額もかなりの高額なものでございましたので、米子市のほうで支出するという判断に至りました。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、でも、その17条には、大規模な修繕は甲、上記以外は乙、はっきり規定されて、協議するとかそんなことはないので、大規模な修繕の定義は、資産価値の向上または耐用年数の延長につながるもの、それは米子市が負担する。それ以外は白鳳だというのははっきり書かれていますよね。今回、緊急とかということがあったとしても、そういう場合は米子市というのは、この協定書から、そういうふうに読み取ることはできないと思うんですが、いかがですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 単純に金額だけで大規模かどうかというものではないのですが、今回のタイル目地の修繕におきまして、施設の延命化も図れたところでございますし、協定書の第17条では、はっきりと責任区分は明記してございますけども、それ以外の部分につきましては、甲、乙で協議して判断するっていう条項もございますので、そういったことも勘案しての判断です。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 協定書からいうと、この修繕に関しては、場合によっては協議はそれはない、損傷に関してはそういう表現あるんだけど、今回修繕だというふうに言われるから、修繕だったら、大規模な修繕は米子市、それ以外は白鳳。大規模な修繕ははっきり定義が書かれていて、今言ったように、資産価値が向上するとか、耐用年数の延長に該当するのは甲、これだから米子市が負担したのか、今回はこれには該当しないけど、いろんな意味で緊急を要するから、何らかの判断で米子市が負担したのか、どちらなんですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 施設の長期寿命化というところも含めてではございますし、あとは、その施設の運営上、これを管理する部分の上で、信頼度、今後、お客様のほう、温浴事業を継続していく上で信頼度を向上するという観点もございましたので、市のほうが修繕をかけたというところもございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 協定から照らし合わせると、非常にそこは曖昧な運用がされていると思って、緊急を要しても、運営上の問題なら、これは白鳳が私は負担すべきもの、白鳳の責任で、つまり実際の運営者なんだから。米子市は単に、それこそ土地建物は貸してる、使うようにしているだけで、実際の運営は、指定管理者が責任を持って運営する。その運営上の何

かの問題があれば、当然これは指定管理者がきちんと対応するというふうに、協定書上はそうなってるし、私もそうあるべきだと思うんですが、その辺が、ちょっと話が広がりますが、その辺の責任問題が非常に曖昧なままでこれまでやられていたから、今回のことに関してもちゃんと対応ができなかったというふうに私は思ってるんだけど、ちょっとそれは話が広がるので、やはりこの77万円を米子市が出すということに関しては、ちょっと協定書上から見て私は疑問があるのですが、再度お聞きします。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 基本協定上の明確な区分ということには該当しないのではないかとということで、その辺りが問題じゃなかろうかということでございますけれども、今後、施設で事業を継続していく上では必要な修繕だったということで、大規模修繕等に照らし合わせた上で市のほうが発注させていただいたという認識でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これは意見というか、指摘にとどめますが、今後、施設を運営していく上で必要な修繕だから、それはそうなんです。だから大規模な修繕に該当するというふうに考えるのがおかしいのであって、事業者自身が運営する上で必要なものだから、事業者がちゃんと負担してやっていくべきというふうに、そういうふうにきちんと運用されるべきではないかと私は思います。

これはちょっとここまでにして、続きいいですか。

○塚田委員長 はい。

○土光委員 あと、1枚目で、6月5日に事業者からてんまつ書が出されて、5日、改善指示を米子市がした。これ、米子市はどういった改善指示を出したんですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 今後の運営につきましてでもですが、適切な施設の修繕と、あと、利用者の安全確保のための研修を実施することを改善指示としております。

そして、その中では、公衆浴場の権限を持っておられる鳥取県の指導が今後もしあれば、そこには適正に対応していくことを確認を求めています。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 またこれ、改善指示書は後ほど資料提供をお願いします。

それから、これからことなんですが、今回は、とにかく利用者から体調不良が出た、それから入院者もいた、そういうことに関して対応が後手後手に回ってるということで、例えば今後のことで、利用者から発症したとか、それから検査する、これ自主検査も含めて、レジオネラ菌が出た、検出されたいう場合は、これ必ず、もうこれからは公表するというふうな、私は公表するようにすべきだと思うんですが、市の考え方を聞きます。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 県のマニュアルのほうも改正しまして、必ず水質検査を行うことというふうに内規のほうも変えられたということも受けまして、本市としましても、指定管理者からの報告があれば、すぐに皆様への発表、報告をしたいと考えますし、指定管理者にもそのことを求めたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、指定管理の運営で、まず、そういったことがあった、これは、まず、

そういう情報が第一義的に入るのは、これは事業者なので、利用者からそういった発症があった、それから菌が検出された、それはもう必ず、どう書いてあったかな、とにかく24時間以内というふうにか、速やかにこれは県に報告をするという運用がなされると思っていいですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 速やかにということですので、知り得た範囲では、皆様のほうには、24時間というちょっと時間は制限はできませんけれども、速やかに報告はさせていただきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 再度確認しますが、菌が検出されたのははっきりしてるんだけど、ゆめ温泉の利用者から発症例が出た、これ、病院から保健所に報告することになってるから、その時点では必ずしもゆめ温泉を利用者が発症したということは、ほかの施設も使ってる可能性は十分あって、そういうこともあるけど、少なくとも利用者からそういった発症すれば、その場で、もうそれをもって市に報告、それから、当然マスコミ等にもそれを公表する、そういうふうな運用がなされるものと思っていいですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 そのような運用に努めたいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 努めるという意味がちょっと曖昧なんですけど、白鳳との関係で、必ずそれはもう報告することをきちんと約束をするとか、これ、今言ってたんまつ書とか改善指示、てんまつ書なんかも、利用者自身は速やかに、これ括弧24時間以内と、これは事業者自身が書いてるんですが、市に報告するとはっきり書いてるので、もうそういうことはきちんとこれからは実行されるというふうに思っていますか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 はい、そのとおりでございます。

○土光委員 いいです。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市伯耆古代の丘公園の指定管理者制度の適用方針について、当局から説明を求めます。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 米子市伯耆古代の丘公園の指定管理者制度の適用方針について説明させていただきます。

まず、2番目の管理業務の範囲についてです。公園の施設、設備などの維持管理に関すること、また、施設の利用等に関すること、また、施設の利用促進に関すること、最後に、公園の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関することとしております。

3番目の施設の使用許可事務の代行についてですが、ございます。

4番の利用料金制度についてでございますが、こちらの公園は、平成31年4月から無

料となっております。なので、料金の徴収はございません。

5番の指定管理の期間でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しております。

6番の選定方法についてです。指名指定といたしまして、一般財団法人米子市文化財団を選定候補者と予定しております。

最後、8番目、候補者を選定する理由についてです。米子市文化財団は、令和3年度から当公園の指定管理を行っており、適切な修繕や維持管理を実施しており、また、公園管理に関するノウハウの実績もございますので、実績が十分にあると認められます。また、平成31年4月から入園料を無料としたことにより、収入源は自主事業によるもののみとなっておりますけれども、様々な自主事業の工夫を凝らしておられ、経営の安定化に努めております。その結果、コロナ禍におきましても、入園者数の増加につながっております。

さらには、公園の近くにある上淀白鳳の丘展示館も文化財団のほうで指定管理を行っており、双方の施設での相互連携や情報発信に積極的に取り組んでいることから、引き続き同一の指定管理者において、一体的な管理にすることが望ましいと考えております。

2ページ目になります。9番の今後のスケジュールについてです。まず、法人との協議を7月、8月に行います。その後、指定管理者候補者選定委員会が10月に開催され、市議会への上程・議決のほうを12月議会を想定しております。議決でお認めいただけましたら、12月に指定管理者の指定の事務のほうに入る予定としております。

説明は以上となります。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 何点かお願いします。

まず2つ、設置目的とありますが、改めてですが設置目的を伺います。

それと、入園料無料になって、しばらくたちました。その後、コロナもありまして、コロナ禍後の入園、入場者の推移、そういったところを教えてください。2点お願いします。

**○塚田委員長** 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

**○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐** まず、公園の設置に関する目的に関してでございますが、本市固有の優れた歴史遺産を生かし、市民の歴史に関する意識の向上及び歴史教育の振興を図るためというのが設置目的でございます。

続きまして、施設の利用者の状況なんですけど、令和6年度が2万7,055人、令和5年度は2万6,649人、令和4年度につきましては2万7,899人、このように推移しています。以上です。

**○塚田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 設置目的を聞いた理由は、本会議でもいろいろお尋ねしたところですけど、基本、この淀江のこういう文化遺産等、いろんな施設を米子市、そして、県の妻木晩田、そういったところが管理してるわけですけども、例えば観光的な目的というのがあれば、また随分とやり方も違ってくると思うんですけど、今確認したら、教育の観点から設置してるんだということでありましたので、ああそうなのかと、改めてちょっと思いました。ちょっと私の中では、県外から、あるいは外国のほうからもお客さんしっかりとこの地に

招き入れたいという強い思いがございましたので、いろいろ質問も考えておりましたが、そうですね、入場者数も見ても、一定の数字もしっかりと上げていただいているということもありました。

もう一点だけ聞きたいのは、非公募になった、選定方法については非公募、米子市文化財団さん、しっかりやっておられますよという報告をいただいております。ただ、かなりこちらの指定管理者ももう長くもなっておりますし、ここだけに限らず、いろいろ直接に指定管理を結んでいる、随意契約じゃないけども、そういうふうに話を、1者のみ、1団体のみとずっとかねてより話をしているということに、多少ちょっと危機感というか、私はちょっと持っているんです。要するに、時間が経過するに従って、なかなかこちらからいろいろ指導したり、お願いしたりっていうのがしにくくなりやしせませんかというふうな思いがありまして、どんどん実績を重ねていければ、当然、向こうももうしっかりとやっていますと言われるばかりです。要するに、この地域の全体の盛り上がりをつくっていくには、いろいろなところの観点からもう総合してやっぱりつくっていくんだっていう私の考え方もあるんですが、ちょっとそこら辺を指定管理者の、この非公募の在り方というか、そういったことを一度問うてみたいなと思っておりました。いかがでしょうか。分かりますか、意味が。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 一般的な……。

○塚田委員長 山浦さん、マイクを。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 非公募の在り方というところで、ちょっと伯耆古代の丘公園に照らし合わせながらの説明ということでさせていただこうかと思うんですけれども、やはり市有施設、数々いろんな分野ございます中で、先ほど申しましたとおり、設置目的が教育ということでございますし、ここの場所的なものも向山古墳群の隣に隣接して、非常にそういった教育環境恵まれている、さらに言えば、旧淀江町時代から、古来からあるもので、郷土愛の醸成とかにも使えるというものがございます。その中で、やはり実績、この指定管理者は令和3年度に変更になってるんですけれども、それまでの人数の1万6,000人程度から2万7,000人まで、コロナ禍の間であっても着実に人数を伸ばしてきて、そういった面に注力されてきてると。やっぱりそういった実績も含めて、さらに言えば、近隣の上淀白鳳の丘展示館であったりとか、上淀廃寺跡を活用したような教育事業であったり、見学ツアーであったりとか、そういったことも充実して行っておられるという、その辺りは評価して、今回も非公募にさせていただいたということでございます。将来的にどうなるかということも含めは、今後の検討課題として、中でも協議をさせていただきたいというふうに考えます。

○岩崎委員 分かりました。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 私も非公募のことにに関して伺いたいと思います。これ指定管理は原則公募だと思います。原則公募というのが指定管理の在り方、ただし、何らかの理由があれば、必要があると認めるときはという、指定管理の関係の文書では書いてるんですが、今回、必

要があると認める場合は非公募でいいと。今の説明で、なぜ認めたかということに関しては、実績がある、それから自主事業を盛んにやってる、これも実績の一つですよ。あえて言えば、近くに展示館があって、それと一体的にできるからというふうな理由だと思うんですが、これでなぜ原則公募じゃないかというのは、なかなかこれだけでは理由としては私は弱いと思います。例えば、実績があるとか、自主事業を盛んにやってる、実績があるというのは、それは公募して、複数の業者がいろんなことを提示して、そこで実績のあるほうを選ばないわけ、実績があることをもって非公募にするのは、私は考え方もおかしいと思うんですが。改めてお伺いしたのですが、非公募の理由としてはなかなか私は納得できないのですが。

**○塚田委員長** 山浦淀江支所長。

**○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長** 非公募の理由として、実績以外という部分でございますが、これにつきましては学芸員を抱えてるところも1つの大きな理由と捉えております。やはり文化歴史的なことについて言及できる職員を抱えてる団体ということで、なおかつ近隣の淀白鳳の丘展示館のところでの解説等もできる。さらには上淀廃寺の案内もしているという者をそこで抱えてるということなので、そういったメリットといいますか、そういった強みもあるというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 学芸員を抱えているというか、それが経験者を抱えている、それはそのとおりだと思うけど、でも、私はね、まずちょっと1点、言っておきますが、指定管理5年間で、ころころ変わるという言い方はよくないかもしれないけど、やっぱり継続的にしたほうが、いろんな経験の蓄積とか、それから専門家がいる、それを生かすためにはあんまりころころ変わらないほうがいいとは思ってるんですが、でも、今の理由も、学芸員を抱えていて、ちゃんとした運営ができるというのがあったとしても、それは公募の中でそこを評価をして、そこを選ばないわけ、そういったところがあるから、だから、一切公募はしないという理由にはならないんじゃないですか。

**○塚田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私よりそもそもの話をさせていただきたい。土光委員おっしゃるとおりで、原則は公募ということはそのとおりであります。したがって、例外が非公募ということだと思っております。例外を適用すべきものについては、例外を適用すべき合理的な理由が必要になってまいります。御指摘のとおりであります。

この施設について申し上げますと、これは、資料にもありますとおり、令和3年度から現在の米子市文化財団に指定管理を移しております。その際に、多分、はっきり私記憶はしてませんが、御説明したんだろうなと思いますが、これは今、淀江支所長のほうが説明したとおり、近接で展示館施設を運営している米子市文化財団に一体的な管理、これ人的な支援も含めて一体的な管理をさせることで、従前の管理者よりもより一層公園の適切かつ有効な資源管理ができるということが期待されるので、そのようにさせていただきたいということを議会に御説明し、そしてお認めいただいたということだと思っております。あえて言いますと、その状況が今でも続いているということでありまして、今回それを変えるということはいたしませんという御説明になると思います。

ちなみに令和2年度まではどこが指定管理やってたかと言いますと、これは実は白鳳が

やっておりました。これ、なぜ白鳳だったのかっていうのは、これも近接して、本当にこれは近接して、展示館は道路挟んでますけど、真横にありますので、そういった近接性等を考慮したものであろうというふうには思いますし、恐らく淀江町時代からそうだったのかもしれないというふうに思います。そこに根っこがあるんだろうと思いますが、それを令和2年度に見直して、古代伯耆の丘公園、御案内のとおり公園自体は史跡ではございませんが、向山古墳群等に近接した歴史性を感じさせるしつらえになってる公園でございますので、展示館と一体的に淀江の歴史文化を生かす資源として、入園料を無料にするということもございますが、より市民の方に親しんでいただけるような管理運営をやっていくということを期待して、米子市文化財団の非公募による指定管理に変えさせていただいたという流れがございます。その流れが今でも変わっていないということだというふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと前提としてお聞きしたいのですが、この展示館も、これ指定管理ですよね。これは、例えば期限はいつが更新になるんですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 上淀白鳳の丘展示館の期限も令和7年3月31日までとなっておりますので、次期指定管理の募集対象となっております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、今回、古代の丘公園で令和8年4月1日からだけど、同じ、1年ずれるんだっけ。

(「同じです」と声あり)

同じですよ。これ、じゃあ、何で今回の……。ここは非公募でやるんですか、それとも公募で、展示館のこと、非公募、公募、どちらでやるんですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 最初に訂正させていただきます。先ほど令和7年3月31日までと申しましたが、令和8年3月31日まででございます。

こちらのほうは、今現在、上淀白鳳の丘展示館は文化振興課所管となっておりますけれども、ちょっとその辺りのほうまだ確認はしておりませんが、恐らく非公募ではなかろうかという情報であります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 今回の報告で展示館云々が入らないのは、所管が違うから、ああそうか。

もう一つ、ちょっと前提で、この古代の丘公園の指定管理料は幾らだったんですか。すぐ分からなければいい、別に。

○塚田委員長 分かりますか。

堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 すみません、本日資料を持ち合わせておりませんので、答弁控えさせていただきます。

○塚田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 令和6年度の指定管理料は2,217万5,000円でございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これは年間、それとも5年間。どちらの額ですか。

○塚田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 令和6年度の1年度間のみです。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 やっぱり副市長の説明聞いても非公募にする理由がいま一步私は納得できなくて、だから、事実上、展示館と一体的管理をする、だから、そういう前提で、所管が違ふんだらうけど、そういう前提で市は指定管理をしてるんだけど、それは一体的に管理をするという前提で公募して、よりよい民間の業者を募ればいいわけで、そこで、非公募というのはもうここに、それこそ、ここに初めから、ほかはもう一切考慮しないという考え方で、一体的管理だからここは非公募の理由には、私はちょっと納得できないということを申し上げておきますが、何か補足で説明していただければ。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私は、一体的管理だから非公募だというふうに申し上げたつもりはございません。人的支援も含めというふうに申し上げましたが、白鳳の丘展示館は、いわゆる歴史文化展示施設として、これは旧淀江町時代から有効に活用されてるものだと思います。ぜひお分かりいただきたいのは、都市部の非常に事業者がたくさんいて、例えば文化系の、あるいは学芸員等を擁して、それを柔軟に運用できるような能力や人的資源を持ってる事業者がたくさんいるような状況があるのであれば、御指摘のようなこともあり得るんだろうと思いますが、残念ながら、当地において、当地域を本拠にして活動してる事業者を考えたときに、おっしゃるような事業者が果たして存在するのでしょうか。存在するのであれば、そういった議論は十分議論の余地があると思いますが、残念ながら、そういう事業者は、私は存在しないというふうに思いますし、議員もおっしゃいましたとおり、5年ごとに入れ替わり立ち替わり事業者が替わるという性格の質でもない。このように考えたときに、そういった人的資源を、あえて言えば、指定管理者制度が入る前からやっている事業者に対して、安定的な運営をしていただくということを考えると、例外とはいいながら、いわゆる指名して、公募によらない指定管理を行わせていただくということは十分有効な方法としてあり得る話じゃないかなということを議会にも御説明をし、そして議会にも認めてきていただいたというふうに私は認識しておりますので、その状況が変わらないということだというふうに思っております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 考え方は理解します。同意できることもあります。ただ、例えば公募したって、他の事業者が、そういうことができる事業者がなかなかないのではないかという、もしそういう状況だとしても、公募して、1者だけ応募で、それでおしまいでしょ。非公募の理由には私はなかなかないというか。ただ、ちょっと話を広げると、副市長も言われましたが、専門的ないろんな、人的資源というか、そういうことが運営に必要な事業に関しては、私はできるだけ継続性を持ったほうがいいと思うのですが、だから、指定管理の制度、5年で改めて再募集という制度で、施設によっては単なる管理じゃなくて、専門的な知識の蓄積とか、そういうのが必要なものだから継続がいいというんだったら、私はそこはちょっと考え方で、指定管理制度で、そういうところは非公募の1つの理由として

ちゃんと位置づければいいのかというふうに、ちょっと今考えて思いました。ここまでにします。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）の指定管理者制度の適用方針について、当局から説明を求めます。

堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 米子市淀江農林産物直売施設、通称淀江どんぐり村の指定管理者制度の適用方針について説明させていただきます。

2番の管理業務の範囲でございます。1番目、直売施設の維持管理に関すること、2番目、施設等の利用に関すること、3番目、施設の利用促進に関することとしております。

3番目の使用許可事務のほうはございません。

4番の利用料金制度もございません。

5番目の指定の期間についてですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しております。

6番目の選定方法についてですが、指名指定といたしまして、本宮観光農事組合のほうを選定候補者と予定しております。

8番目、候補者を選定する理由についてでございます。平成9年の開設から現在まで、現在の本宮観光農事組合のほうが運営しており、施設運営のノウハウもございまして、利用客のニーズに合わせた商品の販売などを行っております。また、この組合は地元住民で組織されており、地元農家との関係も密接であるため、引き続き指定管理を行うことが望ましいと考えております。さらには、この施設の正面に、鳥取県が観光客の方に水をくんでいただく取水供給施設というのを設置しております。この設置に当たりまして、現在の指定管理者がこのどんぐり村を運営することを条件に、地元が所有する本宮の泉の水源地が貸し出されているものでございます。また、指定管理者のほうは、地元のボランティアとしまして、施設周辺の道路清掃なども積極的に行っておりますので、引き続き現在の指定管理者に管理を行っていくことが適当であると考えております。

2ページ目になりますが、9番に今後のスケジュールを載せております。こちらのほうも、法人との協議を7月、8月の間に進めまして、10月に審議のほうを受ける予定としております。その後、12月に議会のほうに上程させていただき、お認めいただきましたら、指定管理者の指定の事務のほうに入る予定としております。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩崎委員。

○岩崎委員 すみません、ここの本宮さんの分ですね、どんぐり村なんですけど、ちょっと言いにくいことも言いますが、設置してからもう二十五、六年になってるんでしょうかね。大分老朽化も進んで、古い、しかも、何ていうんですか、建物が外から見ても、中に入っても、ちょっといろいろ陳列はしてあるんですが、薬草とか、直売所っていうイメ

ーじもさほど今もうないような気がしております。要するに、時間が大分経過して、これから新たに手を入れていく、それから施設をもっとさらに充実させていく、そういうお考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お願いします。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 先ほど委員のほうから御指摘いただきましたように、確かに施設のほうもかなり老朽化しております。こちらの施設の運営を担っていただいている職員さん、また、直売で出していただいている地元の農家の皆様も、お年のほう、だんだん高齢化してきておりまして、なかなか今後、今までにぎやかだったときの活気がこのまま維持できるかということところはちょっと難しいところがあると思います。その辺りにつきましては、従来から指定管理者のほうとも協議しておりますので、また今後、さらにこの5年間の間に、在り方については指定管理者のほうとも協議をしていくことになろうかと思っております。以上です。

○塚田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 この5年間でしっかり協議していくってことを、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。あそこ、土日なんかでも、ぱらぱらとこう、何ていうんですか、ぱらぱらって言っちゃ失礼ですけど、観光客の方も結構立ち寄られて、入られるんですが、あんまり物をどんどん買って、また喜んで帰られるというのがあんまりないわけでした、支所長をはじめ、淀江振興本部の皆さんも行かれてることとは存じますが、ちょっとこの辺で、もう考えていかなきゃいかんだろうなと思ってます。

本宮の皆さんの強い思いで設置されたというのは理解するところではあるんですが、先ほどちょっと答弁でもあったように、いかんせん残念ながら高齢化も進んできて、じゃあ、もう次の、次世代に向かってどう展開していくかっていうようなところまで、今そこまで頭が回っていないようなのが、これが現実なので、ぜひ、次回というか、今後の在り方について協議テーブルにのせていっていただきたい、このことを要望しておきます。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

大下委員。

○大下委員 今、どんぐり館のほうなんですけど、和傘のほうでも使われてると思うんですけど、今後はどうされますでしょうか。

○塚田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 指定管理者のほうからは、令和7年度、今年度から週に1回程度、和傘の職人さんと呼んで、入って、今後、その回数を増やしていくというふうに聞いております。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 そこで、前にお聞きしたのが、例えば県のほうの研修制度を入れて使われるというようなことをお聞きしてるんですけど、例えばそこを、その建物自体がもう老朽化しとってエアコンがないと思うんですけど、そこら辺の設備とかは何か考えとられますか。

○塚田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 傘の職人さんが実際に、本格的に入られるようになりましたら、指定管理者と協議の上対応したいと思います。以上です。

**○塚田委員長** 大下委員。

**○大下委員** あと、もう1点、例えばそこに、観光客の方が来られるっていう想定だったと思うんだけど、それで前はなごみ屋さんが入とられて、今はどうなってるか分かんないですけど、やっぱりそういった観光客の方に対しても何かアピールできるようなふうに、せっかく入っておられますんで、していただきますよう、これ意見として述べますんで、よろしくお願いします。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

安達委員。

**○安達委員** この指定管理者のところが本宮の観光農事実行組合ということですが、施設的に、どなたか言っとられましたけども、施設もかなり古くなってるということを言っとられました。先ほどの報告案件でもありましたけれども、温浴施設、ここの利用者を以前見ていたときに、随分大きめのタンクを車から出されて、飲み水に使われるだろうとか、それから、営業かどうか分かんのですよ、たくさん持って帰られるのを見て、口に入れられるんで、この施設で飲み水の検査とかって必要なのかなと。たまたま温浴施設がこういう案件が起きたので、気をつけられることを、定期的にいわゆる水の検査はしとられるのかな、その辺はどうでしょうか。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 年に1回食品衛生法に基づく水質検査のほうは実施しております。また、水をくむ場所の近くには、生水で飲まれることには御注意くださいという注意喚起の札のほうも貼らせていただいております。以上です。

**○塚田委員長** 山浦淀江支所長。

**○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長** 淀江地区に、先ほどちょっと、従前、淀江ゆめ温泉の話をしていただきまして、淀江ゆめ温泉のところに併設施設のほうがどんぐり館になります。今説明しているところがどんぐり村というので、昔でいう大山有料道路、今でいう観光道路沿いに建ってる施設でございますので、こちら水くみ場はあるということで、どちらも検査をしておりますので、その辺補足説明をさせていただきました。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 法定で年1回の検査が決まってるだろうと思いますけれども、さっきも言いましたように、飲み水に使われるだろうなと思って見てました。さっきも言いましたように、随分たくさんの量を持って帰られるのを目にしております、待ち時間があるなど。ただ、観光地ですから、たくさん来られて、それをよしとして、また再利用じゃないけど、繰り返しリピートをされるのも、これもありかなと思って見ておりました。そうはいっても施設が古くなってますので、その辺の見極めも、施設改善の見極めも必要じゃないかなと思って手を挙げさせてもらいました。

それと、この農事実行組合っていうの、何人ぐらいの構成メンバーっていうのは分かりますか。もし分かれば教えてもらいたいなと思うんですが。なければ後でもいいです。といいますは、私も単位農事実行組合の組合長を拝命してまして、和田でも9単位があるんですが、そうすると、20掛けの120ぐらいの組合員、準組も含めてね、120ぐらいおられるんですが、そういう連合体なんで、大きな組織かどうかっていうのもちょっと聞くことができたらと思って手を挙げさせてもらいました。以上です。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 本宮農事組合につきましては、本宮自治会のほうを母体としてる団体でございますので、自治会の構成員数を下回るということですので、先ほど言われたような、１００人を超えるような規模ではなく、数十人、おっても数十人ですね、１０名から２０名の間じゃなかったかというふうに記憶しております。正しい数字につきましては、またお知らせをさせていただこうかと思います。

○安達委員 はい、いいです。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 まず最初に、これ、ここも非公募ですよ、理由でいろいろ書いてますよね。例えば、長年にわたり地元根差した活動を継続している地元農家との関係、密接。それから、県との水供給施設において、指定管理者が運営することを条件に無償貸与されている。こういった理由があれば、非公募になるのは私は全く違和感はない。まず最初にちょっと申し上げておきます。

これ、まず前提として、ここも、これまで指定管理料は幾らだったんですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 こちらの施設は指定管理料はございません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 岩崎委員とのやり取りとかで、要は在り方を協議していくというふうに言われたのですが、つまり在り方というのは、今の施設老朽化して、多分このままでは駄目だよ、ということ、どうするか、これをより充実させて発展させていくのか、それとも縮小に向かっていくのかということだと思んですが、これは今後そういった非公募前提で協議とか、審議とかこれからあるので、このときにある程度この在り方というか、ここを将来的にどういうふうにしていくかということも、この時点である程度見通しを示していただきたいというふうに思います。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、基幹業務システム標準化の取組状況について、当局からの説明を求めます。

最上DX推進監次長。

○最上DX推進監次長兼情報政策課長 基幹業務システム標準化の取組について御報告いたします。資料を御覧ください。

本市では令和７年度末までに標準システムへ移行するよう取り組んでおり、この対応状況を御報告するものです。

まず、１番、標準システムへの移行予定日でございますが、令和８年１月５日から、住民基本台帳、印鑑登録などの１７の業務システムについて、新しい標準システムで稼働する予定といたします。なお、戸籍、戸籍付票、障がい者福祉の３システムにつきましては、令和７年度内には移行完了する予定でございます。

次に、２番、標準システム移行後の主な変更点の文字の形の変更について御報告いたし

ます。標準システムでは使用できる文字が決まっておりますため、本市が独自に作成した文字について、文字の形が変わって印字される場合がございます。例としまして、資料に記載されてるような違いが上げられます。例えば、部首の大きさの違いであったりとか、画の長さの違いといった違いでございます。また、(2) 番ですが、印刷物のレイアウトが変更されるものがございます。例えば住民票の写し、印鑑証明、納付書等のレイアウトが変更となります。最後に、(3) 広報についてでございますが、これら(1)、(2)の変更点に関しまして、市報や市のホームページでお知らせする予定としております。

説明は以上でございます。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市ヘルスケアプラットフォーム事業の運用状況について、当局からの説明を求めます。

最上DX推進監次長。

**○最上DX推進監次長兼情報政策課長** 米子市ヘルスケアプラットフォーム事業の運用状況について御報告いたします。資料を御覧ください。

本市では、市内4病院及び民間事業者と連携し、米子市ヘルスケアプラットフォーム事業を運用しております。令和6年12月から全てのサービスにおいて本格運用を開始しておりますので、その運用状況について御報告するものでございます。

まず、1の(1)運用中のサービス及び利用状況についてでございます。市民向けサービスとしまして、スマートフォンアプリの新とりりんりと米子市フレイル予防アプリを運用しております。アプリダウンロード数は新とりりんりが約2万件、従前からあります旧とりりんりが約4万件で、合計約6万件となっております。また、フレイル予防アプリは約8,200件でございます。②医療機関向けサービスとしましては、紹介統合WEBシステム、統合カルテ、転院調整・空床管理システムを運用してございます。紹介統合WEBシステムは、市内4病院及び鳥取県西部を中心に約120の医療機関・施設で利用を開始しており、今年度末までに約200に増える予定でございます。統合カルテは市内4病院で利用しており、転院調整・空床管理システムは市内4病院及び鳥取県西部を中心に14の医療機関・施設で利用してございます。

次に、(2)広報・普及啓発についてでございます。アプリ登録ブースを市内4病院において、新とりりんりの利用開始に合わせて設置し、利用者に対してアプリのインストール支援を行っております。また、中海テレビ放送や市内デジタルサイネージでの動画放送、紹介用ウェブページの開設、YouTubeやSNSを活用した情報発信を行っております。

最後に、2番、横展開の取組についてでございますが、本市と鳥大附属病院が中心となって体制を整え、各医療機関に向けた説明会を開催しております。また、鳥取県内の主要な病院や、島根県東部の主要病院でも積極的に導入を検討されており、本市と鳥大附属病院が連携して、導入に向けたサポートを行ってるところでございます。

説明は以上となります。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 最後、御説明いただいたんですけど、横展開、今後されていくということで、お隣、島根県のほうも導入検討あるということだったんですが、現時点でもし導入時期等々、積極的な、ポジティブな返答が返ってきておられましたら教えていただけますでしょうか。

○塚田委員長 堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 今、松江市の病院になりますけども、国の交付金を活用しようと思っておりますので、令和8年度に構築作業に入る、最短でそんな感じです。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ありがとうございます。こちら、国の交付金補助いただいて、本市取り組んでいただいておりますので、引き続き頑張ってください、医療分野においても、DX分野においても、山陰でしっかりとトップを走っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時13分 再開

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

総務部所管について審査いたします。

議案第56号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 それでは、議案第56号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正の内容を踏まえまして、本市の職員について、仕事と育児との両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本市の職員の部分休業及び子育て部分休暇について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えて、1年につき10日相当の時間数を超えない範囲内の形態を設けるなどの規定の整備を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

説明は以上となります。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第５６号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後２時１６分 休憩**

**午後２時１８分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から１件の報告を受けます。

土砂災害が発生するおそれのある箇所の公表について（報告）、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** そういたしますと、鳥取県の事業ではございますが、令和７年５月２７日に、土砂災害が発生するおそれのある箇所が公表されましたので報告いたします。

まず、１番、公表の概要でございますが、近年の局地的な豪雨など、災害の激甚化に伴いまして、全国で土砂災害警戒区域、いわゆるイエロー区域と言われるところなんですけれども、ここに指定されていないところでの土砂災害が発生していることを受けまして、国の指針に基づき、全ての都道府県において、土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出、調査が進められております。現在、鳥取県のほうでも進められてるところでございます。県内で７，１５３か所、そのうち米子市内で２４７か所、こちらのほうが抽出され、公表されていると、そういったものでございます。

詳しくは、県のほうから提供のありました資料、別紙１になります。別紙１の図面のほう、こちらのほうを確認をいただければなというふうに思います。この資料の中で、ちょっと市内の既存のイエロー区域等、こちらのほうが２００か所ございます。こちらのほうはオレンジ色の線と赤色の線で示されておるというところになります。今回、新たに抽出された区域、こちらの部分が、格好としては、ページで言うと、５ページ目ぐらいかな、位置図の米子市の（４）以降、こちらのほうに色つきで指定されておるんですけれども、青の線、こちらのほうは崖崩れのおそれがある箇所、これが約２０７か所、あと、緑の線ですね、こちらのほうが土石流のおそれがある箇所、これが４０か所、合わせて２４７か所が表示されておるという形になります。

またちょっと、すみません、ここで元の資料の説明に戻ります。元の資料のほうなんですけれども、この公表に当たりまして、ちょっとポイントとなるところがございます。今回、新たに抽出された区域、こちらはあくまでも土砂災害が発生する可能性がある区域、そこを示すものでございまして、この区域が、全てがイエロー区域等に指定されるものではない、そういったところがちょっとポイントになるというところでございます。また、調

査自体が完了し、県がイエロー区域等として指定するまでの間は法的な制限がかかってこない、そういったところもちょっとポイントになってくるかなと思います。なお、今回新たに抽出された区域の公表により、区域内の住民の方が不安に思われることも想定されることから、鳥取県のほうで、鳥取県の治山砂防課内に住民の方向けの問合せ窓口のほうを設置されてる状況でございます。また、本市といたしましても、市に御相談をいただいた時点で把握している情報等を提供していくといったような対応も検討しております。

続きまして、2番ですね、今後の対応でございますが、今年度中に鳥取県において、避難所や公共施設、住宅等の集中状況などを考慮しながら、調査期間や調査箇所の優先順位、そういったものを決定していく予定になっております。また、調査結果は鳥取県から順次公表される予定となっております。この調査結果により、新たに指定されたイエロー区域内に住宅であるとか公共施設があると、そういった場合などは、調査結果や対応について、鳥取県と連携をしながら逐次説明を行ってまいります。

報告としては以上になります。

**○塚田委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 県のほうから発表されたっていうことで、恐らく情報共有でこちらでも出していただいたんだろうなと思うんですけど、先ほども御説明ありましたが、特段市のほうで、今これを受けて何か新しく動いたりですとか、防災関係、何か見直す必要があるというわけではなくて、今後県のほうが事業を進める当たって、何かしら変更があるようでしたら連携して取り組まれるっていうことでよろしかったでしょうか。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 委員おっしゃられるとおりでございます。現状としては、あくまでも危険性がある、そういうところの区域が指定されただけの状態でございます。今後、県のほうが調査を行っていく中で、それこそ、この中の一部が例えばイエローゾーンになるといった、イエロー区域になるといったことがあるようであれば、それに伴いまして、市民への説明であるとか、そういったところの対応について、連携しながら対応していくということを予定しております。以上になります。

**○塚田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 失礼いたしました。1点補足のほうをさせていただきます。今回公表されましたエリア、土砂災害の危険性があるといえますか、危険性のある可能性がある場所でございます。危険性があるかどうかを調査するための抽出でございます。その結果を見て、実際どうなのかというのは判断していくことになりますし、災害の対応、今御質問ございました避難所でありますとか、公共施設もそうでございます、そういったところも結果を見まして、どのような対応が必要かということで判断していこうと考えております。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 市民の皆様が不安に思われて連絡されるのは、窓口は県ですよって言っても、恐らく市のほうにも相談もろもろあるかなと思いますんで、その辺は臨機応変に対応していただいて、県のほうともしっかり連携取っていただけたらなと思います。

また、ちょっともう今日帰られちゃったんですけど、マスコミの方とも連携取っていた

だいて、こういった情報提供の仕方がいいかというのを、市独自ではなくて、マスメディアさんのほうも場合によってはいろいろ御協力お願いしたほうがいいかなとは思いますが、そちらのほうも検討していただけたらと思います。あくまでも県のほうがメインですんで、こちらが、市のほうが主体的っていうわけではないですけど、その辺りも含めてよろしくお願いします。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

**○土光委員** これ、県が公表とあるのですが、これ、具体的にどういう形、つまり、県のどっかのホームページに、今日の資料みたいなのがそのまま公表されているということでしょうか。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 鳥取県のホームページになるんですけれども、とっとりWebマップというホームページ上でこちらの情報のほうが公表されているという状況でございます。

**○土光委員** 分かりました。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

大下委員。

**○大下委員** ちょっとお伺いしたいんですけど、土砂災害と、今、自分ずっと気になってるんですけど、山間部における太陽光パネルとの関係性についてとかっていうのは、何か情報を持っておられますでしょうか。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 申し訳ございませんが、今の段階で太陽光パネルとの関連性等に關しての情報というのはちょっと持っていないという状況でございます。以上です。

**○塚田委員長** 大下委員。

**○大下委員** これちょっと意見なんですけど、何でかっていうと、この危険地域、土砂災害のところに、警戒地域のところに、その近くに太陽光パネルが山のほうに設置してあって、県外のほうとかでも山間部におって、それで水の流れが変わってしまっていて、そのまま地下に浸透して、土砂崩れが起きてるっていうところもあるんで、そこら辺をちょっと今後見といていただいたほうが、実際に場所も、家がすぐ近くにありますので、そういったところはちょっと点検していただいて、情報提供も、住民のほうに提供していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○塚田委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時30分 再開

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

初めに、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

委員長指名でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** それでは、委員長指名ということで、森田委員と塚田委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたしたいと思います。

次に、委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否については皆様の意見をお聞きしたいと思いますが、どのような方法で。  
奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらですが、先ほど総合政策部からも多々御報告もございましたし、総務政策委員会において、いろいろと先進事例、今日の報告以外にも確認しておきたいことがあると思いますので、ぜひ視察させていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

**○塚田委員長** ほかに。

土光委員。

**○土光委員** 最初から可否ではなくて、私、毎年行ってるんだけど、それぞれ行く前提で話をすればいいと思うんですが、それぞれ行きたいところを出して、いろいろ候補が出て、相手側も調査ができそうで、その時点で、じゃあ、行こうというふうに最終的に決める、そういうふうな手順が私はいいと思います。実際やることはほとんど一緒だと思うけど、でも、最初から何もしないでいくと決めてというのは、ちょっと手順として私はおかしいと思うので、いろいろ出して、必要性があるなと思って、そこで、じゃあ、行こうというふうに決める、そういうふうな手続を取っていただきたい。やることは一緒だと思いますが、ぜひお願いします。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

徳田委員。

**○徳田委員** 時期と、視察先は当然そうなんですけども、いつ頃になるかということを決めて、場合によっては、先進事例もいろんな、多方面にわたるエリアがあると思いますので、出た段階でエリアを決めるのがいいのか、あるいはエリアを決めた上で行くのがいいかというのは各委員さんの意見に任せますが、そういう段取りのほうがいいと思います。

**○塚田委員長** ほかに。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、徳田委員から御意見いただきましたので、もし委員長案あれば、お願いいたします。

**○塚田委員長** 委員長案、私としては、もうこれだけの、行政視察しないといけないとは思ってますので、まず行くっていう段階から決めるっていうのは、私としては考えがあります。行くということを決めて、皆さんで、何日までにどここの視察先を選んでいただく、出していただく。出していただいて、その出していただいた中から、委員長、副委員長で精査させていただいて、何件か事務局に当たっていただく。それで皆さんと、こういうところに行きたいと思いますがどうでしょうかという話をしていきたいなと思うん

ですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 委員長がそう言われるのなら。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ありがとうございます。

じゃあ、希望の視察先及び調査項目を委員の皆様から出していただきたいと思います。  
次回の委員会で協議し、改めて確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

奥岩委員。

○奥岩委員 次回までに出すのではなくて、次回……。どういうことですか、ちょっと今分からなかったんですけど。

○塚田委員長 ごめんなさい。はい、ごめんなさい。7月15日火曜日、私ちょっともう日にちを決めてまして、7月15日火曜日までに、視察先等々を出していただきたいと思います。調査項目、視察先、皆さんが行きたいなと思ってるところ、行きたいな、勉強したいなと思う内容を出していただき、7月15日火曜日、正午までに出していただいて、事務局までお願いしたいなと思います。日程等々についても次回の委員会で決定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、日程的に7月の閉会中委員会か、8月の閉会中委員会のところで協議するという形になると思いますが、まだちょっと開かれるかどうか分かりませんし、7月、当局からの案件があれば、それに合わせてこちらのほうも一緒に協議していただくという形、8月、案件があれば一緒に協議していただくという形で、7月、案件がなく開催されない場合、8月、案件がなく開催されない場合は、9月定例会中なのか、それとも8月のところでやってしまうのか、どんな感じで心持ちをしておきましょうか。

○塚田委員長 私としては、7月閉会中の委員会であれば、報告案件等々あればそこで話はしたいんですが、ないこともあると思いますので、そのときは8月に、8月の委員会の報告なくても、8月は開きたいと思います。視察先の話合いとして開きたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ事務局にお願いですが、過去3年分ぐらいでいいかな、これまで総務政策委員会で視察に行ったところ、毎年行ったところか、候補として出たけど行かなかったところもあると思うので、だから、候補として出たところも含めて過去3年分ぐらい、どういった希望が出ていたかというのを資料を配付していただければと思います。

○塚田委員長 事務局、よろしいでしょうか。

坂本さん。

○坂本議会事務局議事調査担当係長 用意させていただきます。承知いたしました。

○塚田委員長 ほかに意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですね。

　　以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後２時３８分　閉会**

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務政策委員長　　　　塚　田　佳　充